

墨田区地域プラザ条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案

別表第 1

名 称	施 設	利用時間
八広地域 プラザ	〔略〕	
本所地域 プラザ	会議室、小会議室、楽屋、 学び合い体験室、調理室、 多目的ホール、スタジオ、 和室、イベントスペース A、イベントスペースB、 レクリエーションコーナ ー、カフェ及びトレーニ ング室	午前 9 時から 午後 9 時まで
	その他区長が必要と認め る施設	

別表第 3

1 〔略〕

2 本所地域プラザ

区分	利 用 料 金		
	午 前	午 後	夜 間
	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 4 時 3 0 分まで	午後 5 時 3 0 分から午後 9 時まで
会議室	2,400円	3,100円	3,100円
小会議室	1,700円	2,200円	2,200円
楽屋	700円	700円	700円
学び合い 体験室	1,300円	1,500円	1,500円
調理室	2,000円	2,400円	2,400円
多目的ホ ール	3,700円	4,400円	4,400円
スタジオ	2,000円	2,200円	2,200円
和室	2,400円	3,100円	3,100円
イベント スペース A	2,400円	3,100円	3,100円
イベント スペース B	1,700円	2,200円	2,200円
トレーニ ング室	1 回 2 時間以内 220円		
付帯設備	1 件、1 回につき 1,000円		

現 行

別表第 1

名 称	施 設	利用時間
八広地域 プラザ	〔略〕	
本所地域 プラザ	会議室、小会議室、楽屋、 学び合い体験室、調理室、 多目的ホール、スタジオ、 和室、レクリエーション コーナー、カフェ及びト レーニング室	〔同左〕
	〔同左〕	

別表第 3

1 〔略〕

2 〔同左〕

区分	利 用 料 金		
	午 前	午 後	夜 間
	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
〔同左〕			
〔同左〕			
〔同左〕			
〔同左〕			
〔同左〕			
〔同左〕			
〔同左〕			
〔新設〕			
〔新設〕			
〔同左〕			
〔同左〕			

付 則

この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。